

自動販売機の公募について

対象受検機関：中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）																																			
<p>平成24年度監査結果において、自動販売機の設置に関する行政財産の使用許可については、公募の実施を検討するよう指示事項を出している。しかしながら、大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）は、「公営企業は、大阪府公有財産規則及び公募を原則とする総務部長通知の適用対象外である」として、契約期限が到来したものについて、下表のとおり、順次、大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）における福利厚生施設としての使用許可に切り替えている。</p> <table border="1" data-bbox="231 657 1344 831"> <thead> <tr> <th>許可根拠</th> <th>業務規程</th> <th>行政財産の使用許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度（当時）</td> <td>—</td> <td>32台</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>12台</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>平成29年度以降（予定）</td> <td>33台</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市場の自動販売機設置に係る使用料】</p> <table border="1" data-bbox="231 953 1344 1108"> <thead> <tr> <th>許可根拠（使用料根拠）</th> <th>1台当たりの年間使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可（公有財産規則を準用）</td> <td>8,700円～17,300円</td> </tr> <tr> <td>業務規程による使用許可（業務規程における福利厚生施設）</td> <td>27,828円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【自動販売機に係る他の府有施設での公募事例】</p> <table border="1" data-bbox="231 1249 1344 1591"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設置場所</th> <th>1台当たりの年間使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大阪府北部流域下水道事務所</td> <td>安威川流域下水道 中央水みらいセンター管理棟（茨木市）</td> <td>311,100円</td> </tr> <tr> <td>淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター管理棟（高槻市）</td> <td>288,000円</td> </tr> <tr> <td>北部流域下水道事務所（吹田市）</td> <td>244,400円</td> </tr> <tr> <td>大阪府寝屋川水系改修工営所</td> <td>本部事務所正面玄関脇（寝屋川市）</td> <td>187,200円</td> </tr> </tbody> </table>	許可根拠	業務規程	行政財産の使用許可	平成24年度（当時）	—	32台	平成27年度末	12台	21台	平成29年度以降（予定）	33台	—	許可根拠（使用料根拠）	1台当たりの年間使用料	行政財産使用許可（公有財産規則を準用）	8,700円～17,300円	業務規程による使用許可（業務規程における福利厚生施設）	27,828円	施設名	設置場所	1台当たりの年間使用料	大阪府北部流域下水道事務所	安威川流域下水道 中央水みらいセンター管理棟（茨木市）	311,100円	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター管理棟（高槻市）	288,000円	北部流域下水道事務所（吹田市）	244,400円	大阪府寝屋川水系改修工営所	本部事務所正面玄関脇（寝屋川市）	187,200円	<p>自動販売機の設置に係る総務部長通知に基づき公募を行っている府の他施設の事例と比して、市場の自動販売機設置に係る使用料は低廉である。</p> <p>【地方公営企業法】 （経営の基本原則） 第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行） 第5条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。</p> <p>【大阪府中央卸売市場業務規程】 （市場施設の使用の許可） 第56条 中央市場内の土地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（使用料等） 第57条 前条第1項の許可を受けた者（中略）は、別表第2に掲げる額の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>第57条関係 別表第2から抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1397 1455 2709 1591"> <thead> <tr> <th>市場施設</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福利厚生施設</td> <td>当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき一月2,319円の割合で計算した額</td> </tr> </tbody> </table>	市場施設	金額	福利厚生施設	当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき一月2,319円の割合で計算した額	<p>自動販売機の設置については、地方公営企業としての経済性の発揮の観点や、公募を実施している他施設の状況を踏まえ、公募への切り替えを進められたい。</p>
許可根拠	業務規程	行政財産の使用許可																																			
平成24年度（当時）	—	32台																																			
平成27年度末	12台	21台																																			
平成29年度以降（予定）	33台	—																																			
許可根拠（使用料根拠）	1台当たりの年間使用料																																				
行政財産使用許可（公有財産規則を準用）	8,700円～17,300円																																				
業務規程による使用許可（業務規程における福利厚生施設）	27,828円																																				
施設名	設置場所	1台当たりの年間使用料																																			
大阪府北部流域下水道事務所	安威川流域下水道 中央水みらいセンター管理棟（茨木市）	311,100円																																			
	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター管理棟（高槻市）	288,000円																																			
	北部流域下水道事務所（吹田市）	244,400円																																			
大阪府寝屋川水系改修工営所	本部事務所正面玄関脇（寝屋川市）	187,200円																																			
市場施設	金額																																				
福利厚生施設	当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき一月2,319円の割合で計算した額																																				

	<p><b>【大阪府公有財産規則】</b>  (定義)  第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  一 公有財産 府の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するもの及び府が経営する企業（中略）の用に供するものを除く。）をいう。</p> <p>第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。  一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。</p> <p><b>【府有財産の有効活用の推進を踏まえた行政財産の使用許可に関する基本方針について（通知）】</b>  (財活第1262号 平成19年6月1日)  2 規則第22条第1号及び第6号を適用して民間事業者等に対して使用許可する場合の許可申請者の選定について  (1) 許可申請者の選定方法  規則第22条第1号及び第6号を適用して行政財産の使用許可を行う場合は、原則として「公募」により使用許可の申請者を選定する。  ただし、財産管理者が「公募」によることが適当ではないと判断する場合は、その理由を示して総務部長（財産活用課）に協議するものとする。</p>
--	--

**措置の内容**

市場は一般府民が自由に立ち入る施設ではないため、市場内（卸売場・仲卸売場等）に設置している自動販売機は、卸・仲卸業者等の従業員が主な利用者となっている。

このことから、市場内の自動販売機の設置については、業務規程（福利厚生施設）に基づく使用許可に該当すると考え、申請者と協議の上、まずは12台分を業務規程に基づく使用許可に切替えたところである。

今後、申請者と協議の上、残る21台の行政財産使用許可分は平成28年度末をもって打ち切ることとし、申請者が従業員のために自動販売機の設置を希望し、業務規程に基づく申請を行う場合には設置を認めることとする。

なお、一般府民の出入がある管理棟の自動販売機については、平成24年度の監査の指摘を受け、平成25年5月に公募を実施したが業者が1年で撤退。その後、平成26年4月にも公募を実施したが同じく1年で撤退している。よって、当分の間、管理棟の自動販売機の設置は見合わせるものとする。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月16日及び同年7月11日）